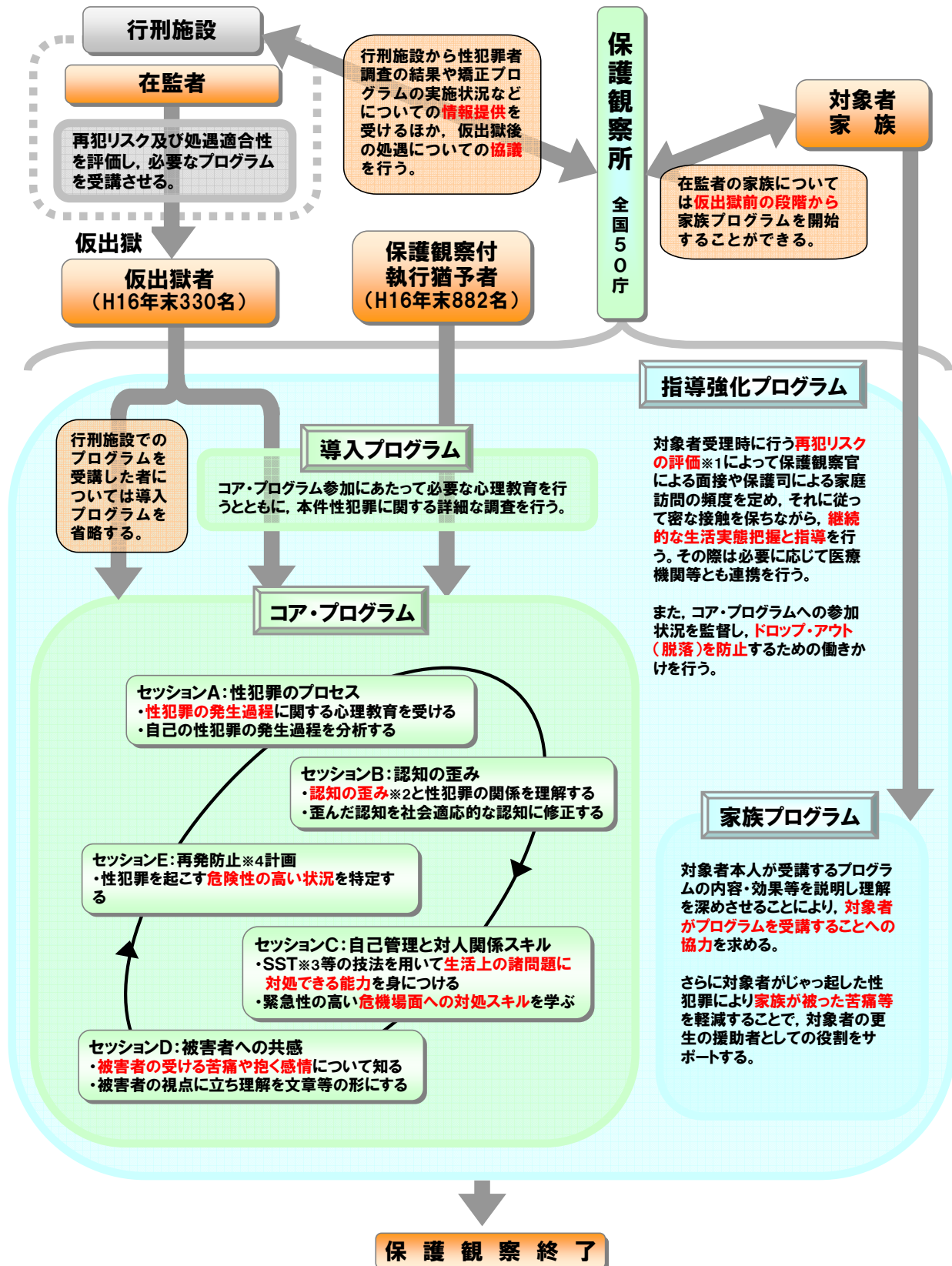


# 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム概要

更生保護のあり方を考える有識者会議(第7回)  
平成17年12月8日(木) 説明資料(2)



※1「再犯リスクの評価」: 過去の性犯罪歴や犯行の様態などから、その対象者の再犯の危険性を査定する。また、その際の評価ツールは矯正施設と同様のものを用いる。  
 ※2「認知の歪み」: 誤った思いこみや決めつけといった考え方の偏りのこと。ここでは特に性に関するものを取り上げる。  
 ※3「SST」: 社会生活技能訓練の略であり、認知行動療法の技法のひとつ。対人場面の練習を主とする。  
 ※4「再発防止」: リラクス・プリベンション技法ともいい、認知行動療法の技法のひとつ。再発(性犯罪の再犯)につながるできごとや状況(日々のストレス等)を特定し、それらに対処する方法を具体的に習得するもの。

処遇プログラム連携の流れ

矯正処遇と保護観察処遇の5つの連携

- 1 処遇理論の共有
- 2 処遇記録の共有
- 3 処遇成果の共有
- 4 処遇技術の共有
- 5 問題意識の共有

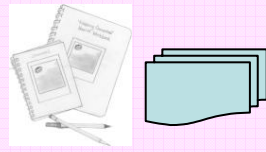
刑の確定

執行猶予等

保護観察付執行猶予

実刑

矯正施設における  
性犯罪者処遇プログラム



仮釈放

満期釈放

保護観察所における  
性犯罪者処遇プログラム



1 処遇理論の共有

- 性犯罪者処遇プログラム研究会を共同開催
- 同じ処遇理論に依拠したプログラムの作成

2 処遇記録の共有

- リスク及びニーズアセスメントの結果
- 受講したプログラムの内容
- 受講経過
- 受講評価

3 処遇成果の共有

- 本人が作成したリラプス・プリベンション計画の受渡し・再検討
- 使用したワーク・ブックの受渡し・活用

4 処遇技術の共有

- 職員研修、実務修習における連携

5 問題意識の共有

- ケース検討会の開催
- 研究会の開催

